

民法・商法

注 意 事 項

- I 試験開始の指示があるまで問題用紙を開いてはいけません。
- II 解答用紙は民法と商法で各 1 枚ずつ配布します。それぞれの科目の解答にあたっては、指定された科目の解答用紙を使用してください。
指定された科目の解答用紙に異なる科目を解答した場合は、試験時間内に申し出があった場合を除き、無効とします。
- III 解答にあたっては、黒のボールペン・黒インクのペンのいずれかを使用してください（ただし、インクがプラスチック消しゴムで消せないものに限りまゝ）。それ以外で解答用紙に記入した場合は、無効とします。
- IV 解答を訂正するときは、訂正部分が数行にわたる場合は斜線で、1 行の場合には横線で消して、その次に書き直してください。修正液・修正テープを使用してはいけません。
- V 設問が複数の場合は、解答用紙に設問番号を明記したうえで、解答してください。設問番号の記入がない場合は、無効とします。
- VI 試験時間は 120 分です。
- VII 民法の問題は 1 ページ、商法の問題は 2 ページにあります。

民 法

〔設例〕の事案につき、〔設問〕に答えよ。なお、解答に際しては、それが改正民法及びその関係法令と改正前民法（現行民法）及びその関係法令とのいずれに基づく解答であるのか、冒頭に明らかにせよ。

〔設例〕

A は、B に対して金員を貸し付けた後、C からの申出により、B の A に対する貸金返還債務を C が併存的に引き受ける旨の契約を C と書面により締結し、このことを B に通知した。B が貸金返済の約定期限を過ぎても返済しないため、A は、C に対して引受債務の履行を求める訴えを提起し、間もなく A の請求を認容する判決が確定した。その後、あらためて A が B に対して貸金の返済を請求したのに対し、B は、返済期限から起算して民法所定の時効期間を経過したから消滅時効を援用する、と A に伝えた。

〔設問〕

- (1) A は、B の消滅時効援用に対してどのような反論をすることができるか、あるいはできないか。設例所与の事実のみによっては反論できないが一定の事実が加わればこれを設例所与の事実と合体させて A の反論が可能になる、と解答者が考えるときには、その一定の事実がどのような事実であればよいかについても述べよ。
- (2) 仮に、B の債務が B の主張通り時効消滅したものだ、とする。この場合において、A が C に対する確定判決に基づいて C に対する強制執行に着手しようとするとき、C は、どのような言い分によって、その強制執行手続を阻止することができるか、あるいはできないか。設例所与の事実のみによっては阻止できないが一定の事実が加わればこれを設例所与の事実と合体させて阻止できるようになる、と解答者が考えるときには、その一定の事実がどのような事実であればよいかについても述べよ。

なお、強制執行手続を阻止するためには C が A に対して請求異議の訴え（民事執行法 35 条）を提起する必要があるが、民事執行法に関する知識は問われていないものとする。

商 法

〔問題〕

甲株式会社（以下、「甲社」という。）は、会社法上の公開会社でない株式会社であるが、取締役会設置会社である。甲社は、種類株式発行会社ではなく、その発行済株式総数は 1,000 株となっている。

甲社の株主 A は、保有する甲社株式 350 株を B に譲渡した。しかし、甲社取締役会は、B が株主となって権利を行使するようになると、今後予定している事業譲渡などの妨げになると考え、B による当該株式の取得を承認しなかった。このため、甲社の株主名簿には、A が 350 株の株主として記載されている。

その後、甲社の臨時株主総会が開催されることになったが、A による議決権行使を認めると、B の意向に沿った議決権行使をすることが予想されたため、甲社代表取締役 C は、臨時株主総会の招集通知を A には送付しなかった。臨時株主総会では、事業譲渡を承認する株主総会決議がなされたが、この事実を 1 ヶ月後に知った A は、当日なされた株主総会決議の効力を争うため、訴えを提起しようと考えている。A の訴えは認められるか。